

不妊治療費助成事業の拡充について

1. 趣旨

こどもを産み育てたいと希望する夫婦の不妊治療による経済的負担を軽減するとともに、市における少子化対策の推進を図るため、不妊治療費助成事業を実施しております。本事業では、これまで保険外診療の治療費（検査費を含む。）のうち、既に支払った治療費の1/2の額を1年度15万円を限度に助成してきました。

国の制度改正により、令和4年4月から主な不妊治療が保険診療となったことから、本事業への助成申請件数等が年々減少しておりました。そのため本市では、不妊治療費助成事業のあり方について再検討し、不妊治療をしている夫婦に対して、より手厚く必要な支援ができるよう令和7年度から制度を見直しました。

2. 拡充内容

- ①対象者を婚姻している夫婦に加え、事実婚関係にある夫婦を追加。
- ②対象となる治療を国内医療機関で受ける、人工授精・生殖補助医療・男性不妊治療・先進医療に変更。
- ③助成金額を拡充。

〔旧制度〕	保険外診療治療費の1/2	最大15万円(1年度)
〔新制度〕	<u>拡充</u> 保険外診療治療費の全額	最大20万円(1年度)
	<u>新規</u> 保険診療治療費の自己負担額の1/2	最大10万円(1年度)

※なお、助成回数は一人の子をもうけるために通算5回を限度。

【変更点】

項 目	新制度（令和7年度から）	旧制度（令和6年度まで）
①対象者	婚姻している夫婦 <u>事実婚関係にある夫婦【新規】</u>	婚姻している夫婦
②対象となる治療	国内の医療機関における不妊治療で、 <u>人工授精・生殖補助医療・生殖補助医療の一環として行われる男性不妊治療・先進医療【新規】</u>	国内の医療機関における不妊治療で、 <u>医師により必要と認められた検査及び診療費</u>
③助成金額	保険外診療治療費の <u>全額</u> 1年度20万円を限度【 <u>拡充</u> 】 保険診療治療費の自己負担額の <u>二分の一</u> 1年度10万円を限度【 <u>新規</u> 】	保険外診療治療費の <u>二分の一</u> 1年度15万円を限度

3. 予算措置

不妊治療の現状について、県内外産科医療機関へのアンケートを実施し、市内在住の不妊治療を受けている方は少なくとも200人存在することが判明しました。

令和7年度当初予算では、1,800万円を予算措置し、その財源には、ふるさと応援基金繰入金を充てることとしました。

【事業見積】

項 目	令和7年度予算	令和6年度予算
対象者 (見込数)	160人	30人
費用推計	・保険診療外治療費 (1年度20万円を限度) 対象者20人×20万円 =400万円 ・保険診療治療費の自己負担額の 二分の一 (1年度10万円を限度) 対象者140人×10万円 =1,400万円 計1,800万円	・保険診療外治療費の二分の一 (1年度15万円を限度) 対象者30人×15万円 =450万円 - 計450万円

【問合せ】

生活環境部 保険年金課 医療給付係
担当：村上 TEL：0282-21-2136